



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
2月17日
第691号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課)	1
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課)	1
滋賀県農業振興地域整備基本方針の変更(農政課)	2
○ 公 告	
所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告(農政課)	3
公共測量終了公告(用地事業支援課)	3
○ 公安委員会告示	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による行政処分に伴う聴聞の告示(生活安全企画課)	4
○ 公安委員会公告	
猟銃等講習会開催公告(生活安全企画課)	4
技能講習開催公告(生活安全企画課)	5
○ 雑 報	
一般競争入札の公告	9

告 示

滋賀県告示第72号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 湖南省
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南省役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第73号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和8年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人徳洲会近江草津 徳洲会病院	医療法人徳洲会	草津市東矢倉3-34-52	令和11.2.17

滋賀県告示第74号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき令和8年2月4日に滋賀県農業振興地域整備基本方針を変更したので、その概要を公表する。

なお、滋賀県農業振興地域整備基本方針および関係資料は、滋賀県農政水産部農政課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県農業振興地域整備基本方針の概要

- 第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項
 - 1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方
 - 2 農業上の土地利用の基本的方向
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項
 - 1 大津・南部農業地帯
 - 2 甲賀農業地帯
 - 3 東近江農業地帯
 - 4 湖東農業地帯
 - 5 湖北農業地帯
 - 6 高島農業地帯
- 第3 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項
 - 1 基本的な方向
 - 2 農用地別の農業生産基盤の整備および開発の方向
 - 3 広域整備の構想
- 第4 農用地等の保全に関する事項
 - 1 基本的な方向
 - 2 農用地等の保全のための事業および活動
- 第5 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
 - 1 基本的な方向
 - 2 農業経営の規模の拡大、土地利用の効率化等
 - 3 効率的かつ安定的な農業経営の育成
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 1 基本的な方向
 - 2 重点作目別の近代化の構想
 - 3 広域整備の構想
- 第7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項
 - 1 基本的な方向
 - 2 農業を担うべき者の育成および確保のための活動
- 第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
 - 1 基本的な方向
 - 2 農村地域における就業機会の確保のための構想
- 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
 - 1 基本的な方向
 - 2 生活環境施設の整備の構想

公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 甲賀市甲賀町神字唐戸川402番および甲賀市甲賀町神字唐戸川403番2
- (2) 地目 田
- (3) 面積 335㎡および192㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 かつて所有者の自作農地であったが、現在は、地域の有志による保全管理が為されている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者に申請農地を貸し付け、水稻および野菜の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画区域外の農地であるが、甲賀市が農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化に資すると認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画の案を作成することが確実と見込まれたことから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和8年5月1日
- (2) 存続期間 5年2か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 10,010円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和8年3月3日(火)
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 愛知郡愛荘町豊満
- 3 作業の終了日 令和8年1月16日

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第17号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第30条第2項および第3項の規定による行政処分について、同法第41条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

令和8年2月17日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

- 1 聴聞の期日 令和8年3月3日(火)午後2時から
- 2 聴聞の場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部

公安委員会公告

猟銃等講習会開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、令和8年度(上半期)の猟銃等講習会を次のとおり開催する。

令和8年2月17日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

1 受講対象者

- (1) 初心者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定により猟銃または空気銃(以下「猟銃等」という。)の所持許可を受けようとするもの(現に猟銃等の所持許可を受けている者ならびに②イおよびウに掲げる者を除く。)
- (2) 経験者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
ア 現に猟銃等の所持許可を受けている者であって、法第4条第1項第1号の規定により新たに他の猟銃等の所持許可を受けようとするものまたは法第7条の3第2項の規定による猟銃等の許可の更新を受けようとするもの(法第9条の3第1項に規定する射撃指導員および許可または更新の申請の際有効な講習修了証明書を所持する者を除く。)
イ 法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、海外旅行、災害等法令で規定するやむを得ない事情により猟銃等の許可更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの
ウ 法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、災害により許可済猟銃等を亡失し、または滅失した者で、当該許可猟銃等の所持許可が効力を失った日(当該災害によるやむを得ない事情により、同号の規定による所持許可を受けることができなかった者にあつては、当該事情がやんだ日)から起算して1月を経過しないもの

2 講習会の日時、場所および定員

- (1) 初心者講習会 別表1のとおり
- (2) 経験者講習会 別表2のとおり

3 講習科目等および時間

- (1) 初心者講習会
猟銃および空気銃の所持に関する法令 3時間
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 2時間
筆記による考査 1時間
- (2) 経験者講習会
猟銃および空気銃の所持に関する法令 2時間
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 講習修了証明書の交付

- (1) 初心者講習会 講習終了後、考査の結果、得点が45点以上(50点満点)の者に対して講習修了証明書を交付する。
- (2) 経験者講習会 受講者に対しては、講習修了証明書を交付する。

- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習開催日の1週間前までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

- 6 手数料 受講申込みをするときに、次に掲げる額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- (1) 初心者講習会 6,900円
 - (2) 経験者講習会 3,000円
- 7 初心者講習会 考査結果の提供 初心者講習会の考査結果については、考査の受験者本人に限り、口頭によりその得点に係る情報の提供を受けることができる。ただし、電話による考査結果の提供は受け付けない。
- (1) 提供の方法 考査結果の提供を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、(2)の期間中午前9時から午後5時までの間に、(3)の場所において行う。
 - (2) 受付期間 合格発表の日から1月間(土曜日、日曜日および祝日を除く。ただし、考査実施の当日については、この限りでない。)
 - (3) 提供の場所 考査実施の当日は当該考査実施の場所とし、考査実施の日の翌日からは滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。
- 8 注意事項
- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が定員に達した場合は受付を締め切る。
 - (2) 講習日における遅刻および早退は認めない。
 - (3) 受講者は、講習当日、筆記具を持参すること。
 - (4) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表1

初心者講習会日程表

(令和8年度 上半期)

年 月 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定員
令和8年5月16日(土)	9時30分から17時まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜1番10号	40人
令和8年7月15日(水)	9時30分から17時まで	米原警察署 米原市米原1092番地	30人
令和8年9月16日(水)	9時30分から17時まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜1番10号	40人

別表2

経験者講習会日程表

(令和8年度 上半期)

年 月 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定員
令和8年4月15日(水)	13時30分から16時30分まで	高島警察署 高島市今津町中沼二丁目4番地	30人
令和8年5月21日(木)	13時30分から16時30分まで	彦根警察署 彦根市古沢町660番地3	30人
令和8年6月18日(木)	13時30分から16時30分まで	守山警察署 守山市金森町494番地	30人
令和8年7月16日(木)	13時30分から16時30分まで	甲賀警察署 甲賀市水口町水口6026番地	30人
令和8年8月19日(水)	13時30分から16時30分まで	米原警察署 米原市米原1092番地	30人
令和8年9月26日(土)	13時30分から16時30分まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜1番10号	40人

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和8年2月17日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則(昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第8条第1項のライフル銃等射撃講習(以下「技能講習」という。)を受けようとするもの
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間
 - (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢および動作
 - (2) 猟銃の射撃 固定標的に対する射撃
 - (3) 技能講習の時間 おおむね3時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第8条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。
- 6 手数料 受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 注意事項
 - (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
 - (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
 - (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包10個(適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証)を持参すること。
 - (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
 - (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和8年4月～6月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	4月10日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	3月27日(金)
2	4月24日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	4月10日(金)
3	5月15日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	5月1日(金)
4	5月29日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	5月15日(金)
5	6月12日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	5月29日(金)
6	6月26日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	6月12日(金)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和8年2月17日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則(昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第7条第1項の散弾銃射撃講習または第8条第1項のライフル銃等射撃講習(以下これらを「技能講習」という。)を受けようとするもの。
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間
 - (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢および動作
 - (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃射撃講習は、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ ライフル銃等射撃講習は、固定標的に対する射撃
 - (3) 技能講習の時間 おおむね3時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第6条から第9条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習終了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。
- 6 手数料 受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 注意事項
 - (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
 - (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
 - (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包(散弾銃は通称7.5号以下の散弾25個、ライフル銃等は10個、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証)を持参すること。
 - (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により散弾銃は25回以上、ライフル銃等は10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
 - (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和8年4月～6月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	4月14日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	3月31日(火)
2	4月14日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	3月31日(火)
3	4月28日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	4月14日(火)
4	4月28日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	4月14日(火)

5	5月12日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	4月28日(火)
6	5月12日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	4月28日(火)
7	5月26日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	5月12日(火)
8	5月26日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	5月12日(火)
9	6月9日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	5月26日(火)
10	6月9日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	5月26日(火)
11	6月23日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	6月9日(火)
12	6月23日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	6月9日(火)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和8年2月17日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則(昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第7条第1項の散弾銃射撃講習(以下「技能講習」という。)を受けようとするもの
- 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 技能講習科目および時間
 - 猟銃の操作
 - 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - 猟銃の点検
 - 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - 射撃の姿勢および動作
 - 猟銃の射撃 飛しょうする標的に対する射撃
 - 技能講習の時間 おおむね3時間
- 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第7条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。
- 手数料 受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
- (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包25個(通称7.5号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証)を持参すること。
- (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により25回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
- (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和8年4月～6月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	4月9日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	3月26日(木)
2	5月14日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	4月30日(木)
3	6月11日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	5月28日(木)

雑 報

一般競争入札の公告

令和8年度滋賀県立図書館納入図書調達契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月17日

滋賀県立図書館長 村 田 恵 美

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品および数量 令和8年度滋賀県立図書館納入図書 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書および仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までのうち当館が指定する期日
- (4) 納入場所 滋賀県立図書館

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査申請書類等の提出の要否 不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県立図書館 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 077-548-9691(問合せは休館日を除く。休館日は、2月17日(火)、24日(火)、25日(水)、3月2日(月)、3日(火)、9日(月)、10日(火)、16日(月)、17日(火)、23日(月)、24日(火))
- (2) 契約条項等を示す期間 令和8年2月17日(火)から令和8年3月25日(水)までの10時から17時まで

- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付するほか、滋賀県ホームページ「入札関連情報」の「物品・委託入札等情報」からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。(直接交付は休館日を除く。休館日は、2月17日(火)、24日(火)、25日(水)、3月2日(月)、3日(火)、9日(月)、10日(火)、16日(月)、17日(火)、23日(月)、24日(火))
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 質問および回答の方法等 質問については、令和8年3月13日(金)までに文書により行うこと。回答については、令和8年3月19日(木)までに滋賀県立図書館ホームページ (<https://www.shiga-pref-library.jp/>) の「図書館からのお知らせ」に掲示する。
- (6) 入札書の受領期限 令和8年3月25日(水)17時
- (7) 入札書の提出場所および提出方法 入札説明書による紙の入札書(別紙様式1)を、(1)に示す場所に、(6)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、入札書の封緘方法および入札書に記載する日付は入札説明書による。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により期限までに必着させなければならない。
- (8) 開札の日時および場所 令和8年3月26日(木)14時 滋賀県立図書館 地下1階大会議室

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者は、購入を予定する書籍の本体価格(消費税および地方消費税を除いたものをいう。以下同じ。)からの割引率をもって決定する。入札参加者は、本体価格からの割引率を記載すること。なお、割引率はパーセンテージで小数点以下第1位まで、「〇〇.〇%」のように記載すること。
- (3) 落札者となるべき同割引率入札者が2人以上ある場合には、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同割引率入札をした者はくじを辞退することはできない。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、有効な入札書を提出したもののうち、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格書における予定割引率以上の率で、購入を予定する書籍の本体価格からの割引率が最も高いものをもって、落札者とする。

10 支払条件 毎月の納入実績に基づき毎月払いとする。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を支払い金額とする。)前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。
- (3) 開札の結果、予定割引率以上の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) 開札日においてこの調達に係る予算が成立していない場合には入札を中止する場合がある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : New books for Shiga Prefectural Library : 1 set
- (2) Deadline for tender : 17:00 Wednesday 25 March 2026

- (3) For further information, contact : Shiga Prefectural Library, 1740-1 Setaminamiogaya-cho, Otsu-shi, Shiga 520-2122 Japan TEL 077-548-9691

